○三浦市道路占用料条例（昭和49年12月27日三浦市条例第28号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

別表（第２条関係）

占用物件			単位	占用料の額
法第32条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱		１本につき１月	102円
	第２種電柱			156
	第３種電柱			211
	第１種電話柱			91
	第２種電話柱			145
	第３種電話柱			200
	その他の柱類			9
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ１メートルにつき１月	1
	地下電線その他地下に設ける線類			1
	路上に設ける変圧器		１個につき１月	89
	地下に設ける変圧器		占用面積１平方メートルにつき１月	54
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		１個につき１月	182
	郵便差出箱			76
	広告塔		表示面積１平方メートルにつき１月	181
	その他のもの		占用面積１平方メートルにつき１月	182
法第32条第１項第２号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの		長さ１メートルにつき１月	5
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			8
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			11
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			22
	外径が0.4メートル以上１メートル未満のもの			54
	外径が１メートル以上のもの			109
法第32条第１項第３号及び第４号に掲げる施設			占用面積１平方メートルにつき１月	182
法第32条第１項第５号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が１のもの		A×0.005×1／12
		階数が２のもの		A×0.008×1／12
		階数が３以上のもの		A×0.01×1／12
	上空に設ける通路			90
	地下に設ける通路			54
	その他のもの			91
法第32条第１項第６号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積１平方メートルにつき１日	18
	その他のもの		占用面積１平方メートルにつき１月	181
政令第７条第１号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積１平方メートルにつき１日	18
		その他のもの	表示面積１平方メートルにつき１月	181
	標識		１本につき１月	145
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	１本につき１日	18
		その他のもの	１本につき１月	181
	幕（政令第７条第４号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積１平方メートルにつき１日	18
		その他のもの	その面積１平方メートルにつき１月	181
	アーチ	車道を横断する	１基につき１月	1,805

改正前

別表（第２条関係）

占用物件			単位	占用料の額
法第32条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱		１本につき１月	114円
	第２種電柱			175
	第３種電柱			235
	第１種電話柱			102
	第２種電話柱			162
	第３種電話柱			223
	支線柱及び支線			47
	その他の柱類			10
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ１メートルにつき１月	1
	地下電線その他地下に設ける線類			1
	路上に設ける変圧器		１個につき１月	99
	地下に設ける変圧器		占用面積１平方メートルにつき１月	61
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		１個につき１月	203
	郵便差出箱			85
	広告塔		表示面積１平方メートルにつき１月	252
	その他のもの		占用面積１平方メートルにつき１月	203
法第32条第１項第２号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの		長さ１メートルにつき１月	6
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			9
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			12
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			24
	外径が0.4メートル以上１メートル未満のもの			61
	外径が１メートル以上のもの			122
法第32条第１項第３号及び第４号に掲げる施設			占用面積１平方メートルにつき１月	203
法第32条第１項第５号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が１のもの		A×0.005×1／12
		階数が２のもの		A×0.008×1／12
		階数が３以上のもの		A×0.01×1／12
	上空に設ける通路			126
	地下に設ける通路			76
	その他のもの			102
法第32条第１項第６号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積１平方メートルにつき１日	25
	その他のもの		占用面積１平方メートルにつき１月	252
政令第７条第１号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積１平方メートルにつき１日	25
		その他のもの	表示面積１平方メートルにつき１月	252
	標識		１本につき１月	162
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	１本につき１日	25
		その他のもの	１本につき１月	252
	幕（政令第７条第４号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積１平方メートルにつき１日	25
		その他のもの	その面積１平方メートルにつき１月	252
	アーチ	車道を横断する	１基につき１月	2,521

改正後				
		もの		
		その他のもの		903
政令第７条第２号に掲げる工作物			占用面積１平方メートルにつき１月	182
政令第７条第３号に掲げる施設				Ａ×0.033×１／12
政令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料				181
政令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる施設				182
政令第７条第８号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Ａ×0.016×１／12
	上空に設けるもの			Ａ×0.023×１／12
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が１のもの		Ａ×0.005×１／12
		階数が２のもの		Ａ×0.008×１／12
		階数が３以上のもの		Ａ×0.01×１／12
	その他のもの			Ａ×0.033×１／12
政令第７条第９号に掲げる施設	建築物			Ａ×0.016×１／12
	その他のもの			Ａ×0.012×１／12
政令第７条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Ａ×0.016×１／12
	上空に設けるもの			Ａ×0.023×１／12
	その他のもの			Ａ×0.033×１／12
政令第７条第12号に掲げる器具				Ａ×0.033×１／12

備考　省 略

改正前				
		もの		
		その他のもの		1,261
政令第７条第２号に掲げる工作物			占用面積１平方メートルにつき１月	203
政令第７条第３号に掲げる施設				Ａ×0.034×１／12
政令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料				252
政令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる施設				203
政令第７条第８号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Ａ×0.015×１／12
	上空に設けるもの			Ａ×0.024×１／12
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が１のもの		Ａ×0.005×１／12
		階数が２のもの		Ａ×0.008×１／12
		階数が３以上のもの		Ａ×0.01×１／12
	その他のもの			Ａ×0.034×１／12
政令第７条第９号に掲げる施設	建築物			Ａ×0.015×１／12
	その他のもの			Ａ×0.01×１／12
政令第７条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Ａ×0.015×１／12
	上空に設けるもの			Ａ×0.024×１／12
	その他のもの			Ａ×0.034×１／12
政令第７条第12号に掲げる器具				Ａ×0.034×１／12

備考　省 略